

第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和3年6月29日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和3年6月29日(火曜日)

午前9時58分開議
午前10時40分休憩
午前10時45分開議
午前11時25分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第5号 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第1号 令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第3号 令和2年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第10号 歯科保健対策の推進に関する施策の報告について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

出席委員(8人)

- 委員長 橋口海平
- 副委員長 高島和男
- 委員 藤川隆夫
- 委員 池田和貴
- 委員 西聖一
- 委員 内野幸喜
- 委員 池永幸生
- 委員 城戸淳

欠席委員(なし)

議長 小早川宗弘

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 早田章子
- 総括審議員
- 兼政策審議監 沼川敦彦
- 医監 池田洋一郎
- 長寿社会局長 下山薫
- 子ども・障がい福祉局長 木山晋介
- 健康局長 三牧芳浩
- 健康福祉政策課長 椎場泰三
- 首席審議員
- 兼健康危機管理課長 上野一宏
- 高齢者支援課長 篠田誠
- 認知症対策・地域ケア推進課長 本田敦美
- 社会福祉課長 永野茂
- 子ども未来課長 坂本弘道
- 子ども家庭福祉課長 米澤祐介
- 障がい者支援課長 下村正宣
- 医療政策課長 阿南周造
- 国保・高齢者医療課長 池永淳一
- 健康づくり推進課長 岡順子
- 薬務衛生課長 樋口義則

病院局

- 病院事業管理者 渡辺克淑
- 総務経営課長 杉本良一

事務局職員出席者

- 議事課主幹 前原真由美
- 政務調査課課長補佐 松本浩明

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 おはようございます。

ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部の議案等説明と質疑応答を2つのグループに分けて実施することとしております。

まず、前半グループの健康福祉部8課の議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を行いたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日は、委員会室への入室人数を抑えるため、マスク等入室の一部制限しております。これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコン等で視聴できるように庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいようマイクに近づけて明瞭に発言いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、早田健康福祉部長。

○早田健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨への対応について御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

6月13日の国によるまん延防止等重点措置の解除後も、熊本市の医療逼迫状況を解消するために、6月30日までを県独自の医療を守る行動強化期間として、熊本市を中心に対策を継続しました。

県民、事業者の皆様には大変な御負担をおかけしましたが、先週、熊本市の病床利用率

が20%を下回ることが見通せる状況になったことから、6月27日をもって、医療を守る行動強化期間の対策を前倒しで終了したところです。

一方、今後の感染の再増加に備え、医療提供体制のさらなる拡充も図っており、本日までに入力病床を605床に拡充したほか、7月2日には宿泊療養施設の入力室数も680室まで拡大する予定です。

また、ワクチン接種については、先週予算承認いただいた、市町村支援の観点から設置する県民広域接種センターについて、一般接種を加速化するため、現在、8月からの稼働に向けた開設準備等を進めております。

引き続き、基本的な感染防止対策の徹底や医療提供体制の強化等に取り組むとともに、希望する全ての方にワクチンを迅速かつ円滑に接種していただけるよう、国や市町村、医療機関等と緊密に連携を図ってまいります。

次に、令和2年7月豪雨への対応についてです。

間もなく発災から1年を迎えようとしています。令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン、対象13市町村で目標に掲げておりました高齢者や障害者等、要配慮者が利用する施設の避難確保計画及び災害時の避難に支援が必要な方の個別避難計画の作成につきましては全て完了いたしました。

住まいの確保につきましては、5月末時点で、当面の住まいである仮設住宅等に1,647世帯、3,749人の方が入居されています。

これまで、県では、被災された方々の住まいの再建を最重要課題に位置づけ、県独自の5つの支援策により、被災された方々に一日でも早く住まいを確保していただけるよう取り組んでおります。

今後も引き続き、被災された全ての方々が一日も早く住まいの再建を果たすことができるよう、市町村や地域支え合いセンター等と連携し、お一人お一人に寄り添ったきめ細や

かな支援を進めてまいります。

続きまして、本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、条例等関係1議案、報告3件でございます。

まず、議案第1号の令和3年度熊本県一般会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策として、軽症者等が宿泊療養を行うための施設の借り上げ、運営に要する経費など40億9,000万円余の増額、水害対策分として、社会福祉施設等が行う災害復旧に対する助成に要する経費など6億2,000万円余の増額、通常分として、福祉的な支援を必要とする刑務所退所者等への支援に要する経費など2,000万円余の増額で、総額47億4,000万円余の増額をお願いしております。

また、議案第2号の専決処分の報告及び承認については、高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査に要する経費につきまして、5億8,000万円余を増額する専決処分を行っており、今回、その承認をお願いするものです。

次に、条例等関係につきましては、議案第5号、熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを提案しております。

また、報告等につきましては、報告第1号、令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外2件を御報告させていただきます。

以上が、今回提案しております議案の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○橋口海平委員長 引き続き、担当課長より、議案第1号から説明をお願いします。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和3年度6月補正予算関係について御説明を申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の2ページをお願いします。

社会福祉総務費で642万円の増額の補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

新型コロナ対応といたしまして、他の都道府県からの応援要請に基づき、保健師等の専門職を派遣するための費用を当初予算で200万円計上しておりましたが、今回、642万円の増額をお願いするものでございます。本年4月に宮城県に保健師等を派遣した実績などを踏まえまして、補正を行うものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

令和3年度6月補正予算関係について御説明申し上げます。

厚生常任委員会説明資料の3ページをお願いいたします。主な項目について御説明いたします。

まず、予防費でございますが、7億8,767万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容といたしまして、説明欄1の感染症予防費の(1)新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業でございますが、自宅療養者の健康観察等及び保健所が行う感染症対策に要する経費でございます。

説明欄(2)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業につきましては、宿泊療養者の外来診療に係る医療費助成及び県が実施しますPCR検査に要する経費でございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

4ページでございます。

民生施設補助災害復旧費で1,287万円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄でございます。

老人福祉施設等災害復旧事業につきましては、令和2年7月豪雨で被災しました球磨村の特別養護老人ホームの災害復旧に要する経費について助成をするものでございます。

高齢者支援課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。100万円の増額補正をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

ケアマネジメント活動推進事業といたしまして、令和3年度の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー、こちらの資格取得に必要なとなる実務研修受講試験の実施に当たりまして、感染防止対策を講じるために必要な経費を指定試験実施機関に助成するものでございます。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

生活保護総務費として、1,206万円余の増額をお願いするものです。

説明欄をお願いします。

矯正施設等退所者社会復帰支援事業でございますが、今回、支援対象者を拡大することから経費の増をお願いするものです。

本事業の対象者として、従来は、刑務所や少年院等の矯正施設退所者、入所期間が終わった方のうち高齢または障害を有するため、福祉的な支援を必要とする方を対象としております。今回、それに加えて、被疑者や被告人のうち起訴猶予や執行猶予となり、釈放された方、刑務所等に入所されなかった方のうち高齢や障害により福祉的な支援を必要とする方を対象に加えて、社会復帰の支援を行うものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料7ページをお願いいたします。

まず、上段、児童福祉施設費で1,205万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄、お願いいたします。

これは、市町村が実施する病児・病後児保育の運営経費を助成するもので、今年度から国の補助基準額が大幅に増額されたことに伴いまして、これに対応して、県の予算額、事業費の3分の1でございますが、この増額を今回お願いするものでございます。

それから、中段、私学振興費で5,008万円余の増額補正になっております。これは、新型コロナウイルス関連として、幼稚園においてICT化を進める費用、それから感染防止対策に関する経費について、今年度分の所要額を今回計上させていただくものでございます。

続きまして、下段の教育施設災害復旧費851万円余、増額補正をお願いしております。これは、昨年7月豪雨で私立学校災害復旧費、いわゆる幼稚園関係でございますが、激甚災害が適用されたことに伴いまして、かさ上げ分の追加助成に要する経費でございます。

おめくりをいただきまして、8ページ、お願いいたします。

民生施設補助災害復旧費で5億8,402万円余の増額補正をお願いしております。

これも、昨年7月豪雨の災害復旧、厚生労働省関係でございます。被害が大きかったり、工法の検討が必要だったり、昨年度、災害査定交付決定まで至らなかった施設につきまして、現在国と協議中のものも含めまして、今回予算を再計上させていただくものでございます。

子ども未来課、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

母子福祉費といたしまして、4,100万円余の増額をお願いするものでございます。

内容、説明欄を御覧ください。

まず、ひとり親対策費でございます。こちらにつきましては、本年3月に、国の対策会議のほうで非正規労働者等の対策がまとめられました。その中で、ひとり親対策に関するものが2つございました。これに伴う経費の増でございます。

まず、1つ目といたしましては、ひとり親家庭等支援事業といたしまして、具体的には、職業訓練を受ける際の生活費を支給する事業がございます。こちらにつきまして、要件緩和等を行うことに伴う経費の増を計上しております。

(2)、(3)につきましては、県分、国分を、予算の仕組み上、分けて計上しておりますけれども、いずれも同一の事業でございます。

具体的には、先ほど申しました訓練期間中の促進給付金、生活費を支給するものでございますけれども、こちらを受給して訓練を行った後に就職していらっしゃる方、こういった方の住宅費を負担軽減することを目的とするものでございます。

また、2ポツ目の児童扶養手当支給事業費

につきましては、様式改正等に伴う国の改正がございましたので、こちらに伴うシステム改修費を計上するものでございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

6月補正予算について御説明いたします。

まず、精神保健費で500万円余の増額をお願いしております。

これは、説明欄に記載の自殺予防等対策推進事業において、SNSによる相談事業を行う熊本市や、電話相談員の増員を図る民間団体への助成を行うために増額を行うものでございます。

次に、民生施設補助災害復旧費で1,900万円余をお願いしております。

これは、障がい者福祉施設災害復旧費で、昨年7月の豪雨災害により被災しました障がい福祉サービス事業所の復旧に要する経費について助成を行うものでございます。

単なる原形復旧ではなく、移転して再築する案件であったことから、年度内に国の交付決定がなされなかったため、改めて令和3年度分として予算を計上するものでございます。

以上、6月補正予算としまして、全体で2,400万円余をお願いしております。

障がい者支援課の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第2号の説明をお願いします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

少し飛びまして、15ページをお願いいたします。

こちらは、5月20日に行いました専決予算についてでございます。

右側の説明欄でございますが、高齢者福祉対策費で5億8,600万円余の承認をお願いするものでございます。

事業名としましては、高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業で、中身としましては、高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査に要する経費でございます。5月29日から実施をしております、来月、7月の6日までの申込みの受付期間としているところでございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 次に、議案第5号の説明をお願いします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

条例案について説明をさせていただきます。

資料の16ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

16ページと17ページが条例案となっておりますが、その内容につきましては、次の18ページ、条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

まず、内容欄、1の条例改正の趣旨でございますが、これは、厚生労働省の基準省令の一部改正を踏まえ、それに準じて、関係規定を整備するものでございます。

2の内容としては、大きく4点ございます。

1点目が、災害対応時における地域住民との連携に努めること、2点目が、適切なハラスメント対策への対応を強化すること、3点目が、感染症や災害の発生時における業務継

続計画の策定や研修等を義務づけること、4点目が、感染症または食中毒の発生の予防及び蔓延を防止するため、指針の整備等を義務づけるものでございます。

次に、3の施行期日は、令和3年8月1日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 次に、報告第1号の説明をお願いします。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

説明資料の19ページをお願いします。

報告第1号、令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

事業名の欄を御覧ください。

まず、総合福祉センター施設整備事業費について、今年2月の経済対策に合わせまして、補正予算に新型コロナウイルス感染症対策に関わる研修ホール等の改修工事費を計上したものでございます。791万円余りを繰り越しております。今年8月末に事業完了する予定でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症関連困りごと支援事業費についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経済的影響により困難を抱える独り親家庭や障害者、生活困窮者の生活を支える支援団体の活動を支援するもので、3,000万円を繰り越しております。昨年度と同様に、今年度も引き続き支援を行ってまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

繰越明許費について御説明いたします。

説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、1の公衆衛生費の感染症指定医療機関運営指導事業費のうち、3,960万円余を繰り越しております。

これは、感染症患者等の入院受入れを行う医療機関に対しまして、設備等整備費用の助成を行う経費でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に必要な設備につきましては、全国的に納入が遅れておまして、昨年度内での納品が困難であったため、繰り越したものでございます。

次に、感染症対応保健所機能強化事業のうち、4,240万円余を繰り越しております。

これは、財源であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、国で、令和3年度当初予算と一体として、令和2年度第3次補正予算が編成されたことに伴いまして、切れ目のない支援策を実施する目的で繰り越したものでございます。

続きまして、感染症発生動向調査事業費のうち、330万円を繰り越しております。

これは、PCR検査装置整備費用の助成を行う経費でございますが、昨年度内での納品が困難であったため、繰り越したものでございます。

2の環境衛生費の食肉衛生検査所整備事業費のうち、9,507万円余を繰り越しております。

これは、食肉衛生検査所の旧庁舎解体工事等に要する経費でございますが、管理委託契約等に期間を要し、昨年度内での完了が困難であったため、繰り越したものでございます。

なお、工事につきましては、令和3年11月末の完了を予定しております。

次に、動物愛護推進事業費のうち、5,362万円余を繰り越しております。

これは、天草保健所愛護棟整備事業及び新動物愛護センター整備事業に要する経費でございますが、天草保健所愛護棟整備事業につきましては、令和2年7月豪雨により工期が

延びたことによるもので、新動物愛護センター整備事業につきましては、設計委託等が年度内での完了が困難であったため、繰り越したものでございます。

なお、天草保健所愛護棟の工事につきましては、令和3年9月の完了を予定しております。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次の21ページをお願いいたします。

6事業でございますが、まず、事業名欄の一番上、施設開設準備経費助成特別対策事業費は、地域密着型特別養護老人ホーム等の施設開設に伴う備品整備等の経費でありまして、7,200万円余を繰り越すものでございます。

次、2番目の介護事業所等支援事業費と3番目の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施します介護事業所等を支援する経費でございますが、それぞれ7,500万円余と21億円余を繰り越すものでございます。

次の4番目ですけれども、老人福祉施設整備等事業費は、非常用自家発電等の整備を行う事業で、2億1,300万円余を繰り越すものでございます。

次の5番目、介護基盤緊急整備等事業費は、地域密着型特別養護老人ホーム等の施設整備を行う事業で、3億8,500万円余を繰り越すものでございます。

最後に、老人福祉施設感染症対策事業費は、簡易陰圧装置の整備等に要するものでございまして、1億7,700万円余を繰り越すものでございます。

以上、合計で30億3,700万円余を本年度に繰り越しておりますが、いずれの事業も、今年度中の事業完了を見込んでおります。

高齢者支援課は以上でございます。

○本田認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

ページ、おめくりいただきまして、22ページをお願いいたします。

事業名の欄を御覧ください。

高齢者住宅改造助成事業費でございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、工事の年度内完了ができません、1件、15万円を繰り越しております。先般、工事のほうは完了したとの報告を受けております。

下段の介護事業所等支援事業費につきましては、介護従事者を対象とした法定研修及び試験における感染防止対策支援事業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、昨年度に実施予定であった研修の一部を今年度を実施することとなりましたことから、94万円余り繰り越しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料23ページ、お願いをいたします。

上段の民生費でございますが、放課後児童健全育成事業等感染症対策事業費で2億7,300万円余の繰越しを行っております。

これは、昨年度の国の3次補正で計上された放課後児童クラブの感染症対策に係る助成事業で、今年度に繰越しさせていただきまして活用する部分でございます。

それから、下段の衛生費、不妊対策事業費についてでございます。これも国の3次補正関連でございます。

特定不妊治療の助成に要する経費で、今年度に繰り越しての活用が、国のほうから可能ということをいただきましたので、1,600万円余りを繰り越して今年度分として充当する

ものでございます。

おめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

教育費、認定こども園施設整備事業費で2,900万円余の繰越しをいたしております。

これは、熊本市の認定こども園1か所について、新型コロナウイルスの影響で工期の遅れが発生しましたため、年度内の竣工ができずに繰り越したものでございます。直近の情報では、6月をめどに竣工をしたいということで報告を受けております。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料の25ページを御覧ください。

子ども家庭福祉課といたしましては、児童福祉費といたしまして、2億6,800万円余の繰越しをお願いするものでございます。

事業につきましては、4つございまして、これらは、いずれも2月の補正でお認めいただいたものでございます。中身といたしましては、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、それぞれの事業につきまして、感染対策を行いながら継続するものでございます。これらの事業につきまして、令和3年度におきましても活用させていただきたいと考えております。

簡単ではございますけれども、子ども家庭福祉課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

26ページをお願いいたします。

まず、民生費の社会福祉3事業で、合計12億6,500万円余の繰越しを行っております。

1つ目の新型コロナウイルス感染症対策特別事業費及び2つ目の障がい者福祉施設整備

事業費は、いずれも、国の3次補正を受けまして、2月補正予算で予算措置を行ったため、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

3つ目の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費は、障がい者福祉サービス事業所の職員への慰労金の支給などに要する経費でして、既に支給は完了しておりますが、実績報告の審査などが年度内に完了しなかったため、繰越しを行ったものでございます。

次に、2の児童福祉費、こども総合療育センター管理運営費で1,400万円余の繰越しを行っております。

これは、こども総合療育センターにおいて、マイナンバーカードの健康保険証利用に対応するためのオンライン資格確認システムの導入に要する経費などについて、年度内の執行が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。9月末には完了する予定となっております。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費の障がい者福祉施設災害復旧費で1,500万円余の繰越しを行っております。

これは、昨年7月の豪雨災害により被災しました障害者福祉サービス事業所の備品や設備に係る経費への助成でして、移転、再築の案件であることから、年度内の事業完了が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。

障がい者支援課の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 最後に、報告第3号の説明をお願いします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

飛びまして、30ページをお願いいたします。

事故繰越について御説明いたします。

1、社会福祉費の障がい者福祉施設整備事業費で3億9,100万円余の繰越しを行っております。

これは、老朽化に伴います入所施設の建て替えを行うものですが、令和2年の7月豪雨によりまして建設予定地ののり面の一部が崩壊して復旧工事が必要となったため、やむを得ず事故繰越を行ったものでございます。12月には完了する予定となっております。

障がい者支援課の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言をお願いいたします。

それでは、質疑はありますか。

○藤川隆夫委員 10ページの障がい者支援課の精神保健費の自殺予防等対策推進事業に関して、ちょっとお尋ねいたします。

昨年からのコロナウイルスの関係で、経済的にも非常に県下各企業ともダメージを受けておりますし、各家庭も同じような状況が続いているかというふうに考えております。その中で自殺者が全国的にも増えているという話も聞いておりますし、県内におけるその状況等について、まず教えていただければと思います。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

自殺者の状況ですけれども、県内の。委員

おっしゃるとおり、全国的には10年ぶりに、昨年1年間増加しております。この統計は警察庁から出されておまして、県内でも、昨年の1年間では、16人増加して296人というふうになっております。

○藤川隆夫委員 分かりました。その中で、コロナ禍が原因と思われるものというのがありますか、それとも健康的なものと、恐らく大きく分けると、この2つだろうと思うんですけども、その内訳みたいの分かりますか。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

一応、実際に自殺の原因というのは本人が自殺した後だものですから、なかなか明確なものとはちょっと分からないんですが、警察統計の中で幾つか分類に分けて示されております。その中で一番多いのが健康被害ということになります。健康問題の方が47%、本県でおられます。次が経済、生活問題という形になります。これが約17%ということになります。それから、3つ目は家庭問題と、これが14%という内訳になっております。

○藤川隆夫委員 今ので分かりましたけれども、まだコロナというのは、これからもまだ続いていくというふうに考えられておりますし、その中で、県経済に与えるダメージというのは、さらに大きくなっていくものだというふうに思っております。ワクチン接種が進めばある程度落ち着くとは思いますが、今言ったような形での経済的なものというのは、まだまだ続いていきそうにありまして、その中で、このSNSを通じたり、あるいは電話での相談窓口の人員増員という形でやられるということでもありますので、この部分は進めていただきたいし、さらに様々な場面で、多くの県民、市民のこのコロナ禍によ

る経済的な困窮の部分に関しまして拾い上げていただいて、自殺につながらないように形での仕組みをつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 15ページ、高齢者支援課、この高齢者施設等におけるクラスター発生防止対策事業、PCR検査。恐らくこれ、国のほうからもやってくれていうことでやるんだらうと思いますが、5月29日から7月6日まで受付ということで、現状どれぐらいの申請があっているのかということと、内容的に、以前聞いたのは、1週間に1回、それを4回ほどやるということをお聞きしたんですが、今現在の状況についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

委員が今御説明いただいたように、5月29日から7月6日までやっているんですけども、現状としまして、対象の施設が約1,000施設あるんですけども、今までPCR検査を受けた施設、これ、6月25日までの資料になりますけれども、約1,000施設、ただ、1週間に1回ずつやっている形でありまして、1回目を終了したのが大体45%ぐらいの施設が受けていると、2回目を受けている施設が30%ぐらい受けていると、3回目を受けているのが16%ぐらい、4回目に入ったのが6.5%ぐらいという形になっているところでございます。現状としましては以上でございます。

○内野幸喜委員 本県の場合は、他県よりもワクチン接種の優先接種の、いろんなところ拡大して、高齢者施設等も優先接種の対象にし

てたわけですよ。そうしたときに、果たして、この高齢者施設のPCR検査というのが効果があるのかというのが1つ、ちょっと疑問に感じるんですね。しないよりはしたほうがいいと思います。

そうしたときに、私が思うには、ほかの分野にこれをちょっと特化したほうがいいんじゃないかと。例えば、医療関係でも、最近院内感染が出たところを見ると、新たに入院してきた方が、実は陽性者だったと。それで、同じ病室内で感染が拡大したというケースが幾つかありました。

そういう意味では、例えば、入院される方にPCR検査を義務づけるとか、他県のケースを見ると、それを義務づけているケースと違って結構あるんですね。それに対して、県が補助をしているというケースもあります。そういったことが効果があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はどうか。

これ、ちょっと、どこになるんですかね、担当課は。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

今委員がおっしゃられたように、新たな入院患者が持ち込んで院内感染を起こすという事例が県内でも実際起こっております。ただ、新たな入院患者につきましては、医師の判断で、現在でも保険適用で検査ができるようになっておりますので、ぜひ、ドクターに関しては、その制度といいますか、判断で検査を実施していただければというふうに思っておりますし、実際、ほとんどの医療機関では、入院前の検査っていうので、検査をされて、実際、そこで陽性が見つかっているという事例も、県内でも実際あっておりますので、ぜひ積極的に入院前の、受入れ前の検査、保険適用検査で実施いただければというふうに思っております。

○内野幸喜委員 保険適用検査ができるのであれば、そこを県のほうも各医院のほうにも言っていただきたいなど。実際、それをせずに後で分かったケースというのもやっぱりありますから、そこは、より徹底してほしいなというふうに思います。

それから、先ほどのこの高齢者施設等におけるPCR検査というのは、それぞれ1回、2回、3回、4回と、今パーセンテージ聞きましたけれども、今後の見通しというのは、基本的にこのままやり続けた場合は、大体いつぐらいに基本的な約1,000施設ってのが終わる形になるんですか。

○篠田高齢者支援課長 多分、委員が今御指摘いただいたように、ワクチンとの関係があると思っております。ワクチンの接種状況も施設のほうに今聞いておりますけれども、1回目、ほとんどのところが半分終わっておりまして、2回目も、結構なところが今終わっているのかなというふうに今感じているところでございます。

そのワクチン打ってやっぱり2週間もすれば大体効果があるというふうに言われておりますので、その辺も考慮しながら施設のほうもやっつけていっちゃうのかな。だから、1回目から2回目、2回目から3回目、3回目、4回目とだんだん少なくなっているのかなというふうに思っているところでございまして、7月に入りますと、もうあまり申込みとしましては伸びてこないのかなというふうには思っているところでございます。

○内野幸喜委員 恐らくそうなるだろうと思います。

引き続き、ちょっと、今ワクチンの話が出たんで、ワクチンもいいですかね。

○橋口海平委員長 ワクチンは後半で。

○内野幸喜委員 分かりました。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 3点ほどお尋ねします。

まず、2ページ目です。健康福祉政策課です。

職員を都道府県に派遣するとなっておりますが、具体的な県が分かればというのと、1人当たりどれくらい、何日くらい協力するのか、それから都が入っているんですけれども、これはオリンピックと関係あるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、続けて質問します。

9ページの子ども家庭福祉課の事業ですが、ひとり親対策費で、これ、対象、どれくらいの人数見ているのかを教えてください。

それから、最後ですけれども、16ページの条例改正の件ですが、これの条例を改正することによって児童相談所の中にある一時保護施設、これは改修する必要が出てくると思いますが、それについてはどのように今お考えなのか、お聞きしたいと思います。

○橋口海平委員長 それではまず、1点目の椎場健康福祉政策課長。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料2ページの新型コロナ対応に係る保健指導の専門職員の派遣について御質問いただいております。

まず、今回派遣をいたしましたのは4月ですけれども、保健師と看護師を派遣しております。宮城県のほうに今回派遣をいたしました。期間につきましては、すみません、令和3年の4月7日から4月26日までということになっております。大体、保健師につきましては4名、それから看護師につきましては、こちら

は病院局のほうで対応していただきましたけれども、3名を順次、4日ないし5日なりの交代で派遣するといったような対応を取らせていただきました。

一応、今回につきましては、そういう形で実際に派遣をいたしましたものですから、当初予算に一部予算を計上しておりましたけれども、今回増額をさせていただいているというものでございます。

なお、都が入っておりますという話でしたけれども、今回は、あくまでも全国知事会からの要請に基づきまして、県の状況が許せば応援派遣をするというふうな形で対応しております。全国知事会からの要請などを踏まえて、あと、県の感染状況を踏まえて対応するというふうにしておりますので、今後もそのような形で対応させていただきたいと思っております。

○橋口海平委員長 2つ目の質問、米澤子ども家庭福祉課長。

○米澤子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

御質問いただきました9ページの(1)番、ひとり親家庭等支援事業の部分でございますけれども、具体的には高等職業訓練給付金というものの事業でございます。こちらの事業につきまして、毎年の新規受給者をベースに積算いたしております。大体14名ほどの受給が見込まれるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○橋口海平委員長 続きまして、3つ目が永野課長。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

御質問いただきました16ページからの条例

の改正でございますけれども、これが保護施設等ということで、生活保護の施設になっております。県の所管で言いますと救護施設の6施設が対象となるものでございます。

以上でございます。

○西聖一委員 1番と2番は了解いたしました。最後の方は、一時保護施設は対象外のことですか。

○永野社会福祉課長 あくまで今回の条例につきましても、生活保護の施設ということでございます。

○西聖一委員 分かりました。すみません。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分休憩いたします。

再開は、10時45分からとします。

午前10時40分休憩

午前10時45分開議

○橋口海平委員長 それでは、始めさせていただきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、後半グループ、健康局の議案等について、執行部の説明を求めた後に質疑を行いたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会は、パソコン等で視聴できるように庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに近づけて明瞭に発言をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、担当課長より、議案第1号から説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課でございます。

11ページをお願いします。

6月補正予算関係でございます。

予防費で1億780万円の増額補正をお願いしております。

事業は、説明欄のとおり、感染症予防費、医療機関感染対策支援事業1本です。

この事業は、2つの小事業がございまして、1つが、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受け入れる救急医療、周産期医療、小児医療を担う医療機関において、院内感染防止に必要な个人防护具等の設備整備に要する経費に対する助成でございます。

もう一つが、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関において、患者対応等のため、深夜勤務となる医療従事者向けの宿泊施設確保に要する経費に対する助成です。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費です。今回、17億4,859万円余の増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

衛生諸費につきまして、新型コロナ対応関係の軽症者等療養支援体制整備事業になります。

これは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うために必要な生活支援、健康管理等に要する経費で、患者増に備えた受入れ施設の増に応じまして、運営に係る経費を増額するものです。

この結果、公衆衛生総務費の補正後の予算総額は、表の左から5列目最下段のとおり、53億1,571万円余となります。

健康づくり推進課は以上でございます。御

審議のほどよろしく願います。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

補正予算について御説明いたします。

公衆衛生総務費でございますが、13億5,155万円余の増額をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養するための宿泊施設の借上げに要する経費でございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○橋口海平委員長 次に、報告第1号の説明をお願いします。

○阿南医療政策課長 医療政策課です。

28ページをお願いします。

令和2年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

医療政策課では、公衆衛生費の2事業で、計11億2,505万円余を繰り越しております。

まず、新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業費は、9医療機関において2億6,187万円余を繰り越しております。

この事業は、新型コロナ感染症患者を受け入れる医療機関において、診療に必要な人工呼吸器等の設備整備に要する経費に対し助成するものでございます。

次に、医療機関感染症対策事業費は、25の医療機関において8億6,318万円余を繰り越しております。

この事業は、新型コロナ感染症の疑い患者を受け入れる救急医療等を担う医療機関等において、院内感染防止に必要な个人防护具等の設備整備に要する経費に対し助成するものでございます。

2つの事業とも、導入する設備の納入について、全国的な品薄等で遅れており、年度内

の完了ができなかったものでございます。

医療政策課は以上でございます。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

繰越明許費について御説明いたします。

資料の29ページをお願いいたします。

まず、2の環境衛生費の生活衛生営業振興対策事業費について、262万円余を繰り越しております。

これは、2月補正で予算措置を行いました生活衛生同業組合が実施する新型コロナウイルス感染防止対策に対する助成事業でございますが、昨年度内の執行が困難であるため、繰り越したものでございます。

次に、3の医薬費の薬事許認可事業費について、588万円余を繰り越しております。

これは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う衛生総合情報システムの改修に要する経費でございますが、改修に時間を要するため、昨年度内の完了が困難であったものでございます。今年の7月までに完了の予定となっております。

薬務衛生課は以上でございます。

○橋口海平委員長 最後に、報告第10号の説明をお願いします。

○岡健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

報告第10号、歯科保健対策の推進に関する施策の報告について行います。

33ページをお願いいたします。

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づきまして、歯科保健の現状、令和2年度の主な取組の成果、令和3年度の取組の概要の3点について御報告いたします。

まず1点目、熊本県の歯科保健の現状につ

いて御説明いたします。

(1)子どもの歯の現状につきましては、1歳6か月児、3歳児ともに虫歯の有病率が前年度よりも減少しておりますが、1歳半、1.89%と全国46位、3歳児が20.39%で全国45位という状況です。また、12歳児の1人平均虫歯数は0.8本で全国23位となっております。

(2)の成人の歯の状況は、進行した歯周病を有する人の割合は、40歳、60歳ともに全国と比較して高い状況にあります。

(3)の高齢者の歯の状況です。いわゆる8020であります。80歳で20本以上ある人の割合は、全国と比べて、若干ですが、よい状況です。

(4)市町村のフッ化物洗口の取組状況ですが、熊本市以外では、保育所等の実施率は83%、また、小中学校の実施率は69.7%となっております。

県では、フッ化物洗口の働きかけを強化いたしまして、平成30年度には、小中学校の実施率が100%になりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年度、学期途中までの休校や、分配のボランティアの方が学校に入ることができないなどから、一部の市町村において一時中断されていることから、実施率が減少しております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

熊本市の状況でございます。

熊本市では、令和2年4月1日施行した熊本市歯と口腔の健康づくり推進条例が制定されておりますが、昨年度、36の小中学校で実施されております。

5番のフッ化物洗口事業の成果について、2点御説明いたします。

まず、12歳児の虫歯の状況には改善が見られております。平成21年度は1人平均2.6本、全国46位でしたが、令和元年度は0.8本、全国23位と改善しております。

2点目は、早期に全小中学校で実施しました玉東町、産山村、高森町においては、12歳児の虫歯がはっきりと減少しております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

令和2年度の主な取組の成果について、関係課ごとに事業の成果を記載しております。右の欄の担当課ごとに説明いたします。

最初に、健康づくり推進課では、歯科保健推進事業としまして、(1)の8020運動の推進のための人材育成、(2)の糖尿病に関する医科歯科連携、(4)のむし歯予防対策として、市町村が行うフッ化物洗口に対する助成を行っております。

36ページをお願いいたします。

医科歯科病診連携発展事業では、がん治療による口腔の合併症予防のための医科歯科連携拡大に向け、協議会や人材育成を行いました。

次に、障がい者支援課でございます。

各地域の歯科医師等を対象にしました研修、障害者の特性に関する理解の促進を図っております。

次に、医療政策課では、2事業ありますが、県歯科医師会による障害児・者歯科医療、八代市歯科医師会によります休日歯科診療事業への助成を行っております。また、医科歯科病診連携の拡大に向けまして、協議会や回復期医療機関へ説明を行いました。

37ページをお願いいたします。

認知症対策・地域ケア推進課では、4事業あります。

まず、在宅歯科医療に関する取組といたしまして、在宅に移る際の相談窓口や訪問歯科診療調整などを行います在宅歯科医療連携室の運営費を助成しております。

次に、在宅歯科医療に必要な医療機器等の購入費を11医療機関に助成いたしました。

3番目ですが、新型コロナの影響で中止しました研修につきまして、令和3年度の実施

に向けて関係者と検討を行っております。さらに、歯科衛生士による高齢者の自立支援事業では、歯科衛生士が施設や介護の現場において専門的な助言ができるよう、研修に関する助成を実施しております。

最後の最下段になりますが、子ども未来課の関係では、早産予防対策事業を実施いたしまして、県内の妊婦の方々を対象に、早産の一因となります歯周病などの妊婦健診等を行う市町村へ助成を行っております。

続きまして、38ページをお願いいたします。

最後に、教育庁体育保健課の関係では、小中学校でのフッ化物実施に向けまして、市町村や学校の取組が円滑に進むよう支援を行っております。

また、歯・口の健康づくり研究推進校として、阿蘇市立内牧小学校を令和元年度から2年間指定しまして、虫歯や歯周病予防を実施しております。

39ページ以降は、令和3年度の主な取組の概要についてまとめております。取組の概要につきましては、ただいま御説明しました令和2年度の取組内容とおおむね重複いたしますので、令和3年度の新規事業のみ御説明いたします。

40ページをお願いいたします。

(6)の歯科疾患実態調査は、厚生労働省が各都道府県の歯科保健の状況を把握するため、その対策の推進のための基礎資料を得る目的で、5年ごとに実施される調査になっております。

歯科保健対策についての報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で後半グループの説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いしま

す。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明してください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○池田和貴委員 健康づくり推進課、歯科保健対策の推進に関する施策の報告について、ありがとうございます。

ワクチンのことは、誰かするかなと思ったんで、ちょっとあれだったんですけども、すみませんね、ちょっとここで聞きたいと思います。

これも議員提案でつくった条例で、フッ化物の洗口やっていたら、ここにあったように、やはり小中学校では、やはり改善がかなり見られていると思うんですが、1歳、3歳の虫歯保有率っていうのは、やっぱりまだこの条例が始まる前と同じで、全国ワーストスリーの中に入っているという状況なんですよね。

口腔の健康と体の健康はすごくリンクしてるってのが、さらに最近なってきたので、ここの1歳とか3歳のいわゆる子供たち、いわゆるその若い親御さんたちへの啓発になるのかな。この辺は、何かちょっと考えているのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。

○岡健康づくり推進課長 議員御指摘のとおり、やはり若い保護者の方たちの意識づけというのが非常に大事になっております。

この状況を踏まえまして、1つは、妊娠期からということで、各産科の医療機関について、この現状を報告するようなチラシ、ポスターを作っております。早い段階、妊婦からの口腔保健、口腔の改善、それと3か月時

等から改善を行っていただくような周知啓発を行っております。

それと併せまして、在宅の歯科衛生士の研修を行っております。市町村と連携した働きかけを行っております。今年度は、やはり悪くなった保健所管内もございますので、そこには重点的な対応をするように支援をしていきたいと思っております。

○池田和貴委員 分かりました。ぜひ進めていっていただきたいというふうに思うんですが、ただ、やっぱり若い世代って、その情報の受け取り方が、私たちの世代とやっぱり大分変わってきていると思うんですよね。いわゆるZ世代ってマスコミでちょっと読んだんですけれども、Z世代の人たちは、ほとんどテレビも見ないし、受け取る情報ってユーチューブとか、そういったネットから情報を受け取るので、やっぱりその情報を受け取る経路に合わせた情報発信というのも考えていく必要があるのかなというふうに私自身はちょっと思っているんですよね。具体的に何がいいのか分からないんですが、ぜひ世代に応じて情報を受け取るその経路のことも考えて、施策のほうを考えていただければということをお願いしておきますので、よろしく願います。

○岡健康づくり推進課長 ありがとうございます。

○橋口海平委員長 いいですか。ほかに。

○内野幸喜委員 関連して。この条例、私、条例ができたときの策定委員会のメンバーでした。これ、やっぱりこの1歳児半、ここがやっぱりワーストスリーに入ってるというのは、これ、非常に深刻な問題で、やっぱりその親にいかにか啓発していくかということが大事だと思います。

自民党県議団で歯科医師会の方等と意見交換する中で、乳歯、入れ替わる前の歯が虫歯で、それがその後の入れ替わる時に影響するのかって、やっぱり大いに影響するとおっしゃってました。乳歯のときに虫歯があると、虫歯菌を保有しやすくなるということ、そういうのをおっしゃってたんで、やっぱりこの部分が非常に大事だと思いますので、しっかりとその啓発ということをやりたいなというふうに思います。

私からも要望ということですね。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○池永幸生委員 ページ33から34に限ってですけれども、本当にフッ化物洗口事業、これ、素晴らしいことだなと思っております。私の地元のほうで、これの取り入れに、反対する議員、市会議員のときはいたんですね。だけど、それは今この説明では、ボランティアでやられる、多分そのときは勘違いされたと思いますけれども、学校の先生たちがやる形じゃなかったのかな。こういった形で、ボランティアはどういった形で集められるのか、どういったところに頼んでおられるのかをちょっとお聞きします。

○岡健康づくり推進課長 学校の先生がやられているところも一部ございますし、保護者、あとはもう歯科保健ボランティアということで、学校側から集められた方たちでやられているところもございます。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜委員 ワクチンはいいいんですかね。

部長の説明の中にありましたけれども、県民広域接種センターという話がありましたけ

れども、まず、この間の一般質問の中でも、私のときもそうでしたし、末松先生のときもそうだったんですが、まず、職域接種、ちょっと今、21日以降申請が入って、もう始まっているんですが、今現在どんな状況なのかをちょっと聞かせていただければなと思います。

○樋口薬務衛生課長 職域接種につきましては、一応国のほうが接種実施主体になっておりますけれども、一応申請のほうは、県を通して国のほうに上がっております。現在、24日時点ですけれども、52の施設のほうで申請のほうをしております。

○内野幸喜委員 少しずつ増えてきているわけですね。最初、40幾つというのが49になって今回52と。この職域接種について、今、ちょっとこのメディアのほうで、いろいろと情報が入ってくるのが、一旦申請の受付をストップするっていう話がありました。県内の職域接種スタートしている企業等もありますけれども、その辺の影響について、どういうふうに考えているのかというのをちょっとお聞かせいただければなと思います。

○樋口薬務衛生課長 大臣の一時停止することにつきましては、報道のほうで承知しております。先ほど申しましたように、国が直接実施主体ですので、いつ施設のほうにワクチンが届いているかというほうについては県のほうも把握しておりませんで、ただ、今現在、まだ国のほうで審査している案件がたくさんあるというふうに聞いておまして、なるべく県内の多くの申請が認められるように、県といたしましても要請のほうはしていこうというふうには考えております。

○内野幸喜委員 実施主体が国ということなんで中身はあんまり分からないということだったと思うんですけれども、実は私の地元の

企業も申請しますと、これ、造船の会社だったんですが、去年クラスターも発生させたものですから、申請するって話があって、申請されました。やっぱり課題は、打ち手の確保だったんですけれども、せっかくやっぱり準備して、いざ申請したところで、やっぱりそういうふうになると、何かせっかくやろうと思っていたのが、何か折られたという感じになるものですから、そこのところは、情報収集も、幾ら国が事業実施主体とはいえ、しっかりしてほしいなというふうに思います。

引き続き、県民広域接種センターでの8月からの稼働ですけれども、優先接種、この間、幼稚園教諭だったりとか保育士だったりとかって話がありました。実は、保育園の保育士の方からいろんな相談とかがあって、基本的には、園児にはマスクをして接しているけれども。ただ、非常に園児の発育を考えたときに、果たしてこれでいいんだろうかというのを疑問に思うっておっしゃってました。やっぱり表情を見ることが、子供たちにとっては、この先生、この保育士、どういうふうに考えてるんだろうかと。あと、言葉を覚える上でも非常にやっぱり大事だっていう話があって、言われてみればそうなんだなと。だから、やっぱり、もし優先接種ができるのであれば、したいっておっしゃる方が多かったんですね。今その優先接種についての考え方を改めてどういうふうになっているかというのお聞かせいただければなと思います。

○樋口薬務衛生課長 県民接種センターのほうでの団体予約枠の中で優先接種を決めておまして、まず、高齢者、障害者の居宅施設サービス事業所の従事者、また、乳幼児、児童生徒に接する保育士、教職員の方々、また、治安、安全を守る警察の方とか、あと、感染防止対策の認証店あたりを優先的に県のほうでは行おうと思っております。また、

この優先の考え方につきまして、市町村のほうにも、県のほうではこういうことに基本で考えてますと、市町村におかれましても、こういったものを、こういった考え方を基に市町村においての優先対象のほうの検討をしていただくようお願いしているところでございます。

○内野幸喜委員 団体予約枠の中でやるってことですね。8月から稼働させるってこと。もし8月より早めのできるのであれば、そうしてほしいなというふうに思います。

それと、もう1点だけいいですか。

今県のほうでは毎日メールで感染状況等送っていただいています。その中に、陽性者数であるとか、PCRの検査数であるとか、あと、市町村ごとのこれまでの陽性者数とかが入っているんですけども、ぜひこれが、毎日分かっているのであれば、ワクチンの接種者数というか、それも一緒に併せて載せてほしいなと思います。

実は、やっぱり聞かれるんですね。ただ、実は県のホームページなくて、マスコミのほうの自社サイトからはそういうの出てくるんです。あと、国の官邸のホームページとか。肝心なのは、県もやっぱりそういった情報も載せてもいいんじゃないかなと思いますので、これ、要望で1つ言います。

○池田和貴委員 関連で。今内野先生が御指摘されたように、やっぱりその情報の提供ってすごく大事だと思うんですよ。特に、関心の高いところというのは積極的に出していかないと、自らのところで自らの意思で出した情報と、ある第三者を通じて報道されるって、必ずしも一致するとは限らないわけですよ。県として、しっかりとその自分たちの意思で伝えたいときには、だから、県のホームページに来てもらわなきゃいけないんだけど、だけど、県のホームページに来ても

何もないと分かったら誰も見向きもしないよになるんじゃないかなって私は思うんですよ。そういった意味では、だから、県とすると、やっぱり情報発信をしながら、日頃からやっぱり何かあれば県のホームページにいけば、自分たちが疑問に思っていることが解決できるようなそういう導線をつくっとかないと、いざというときに必ず第三者を通じての、いわゆるネット情報だとかそういったのに出てしまうってことになってしまうんじゃないかなっていう危惧をしているんですよ。

ですから、今、私は内野先生がおっしゃったことはすごく重要なことなんで、ぜひそういったことを皆さん方にはやっていただきたいということで、私も要望しておきたいと思っています。

○城戸淳委員 ワクチン接種の関連で、ちょっとお尋ねします。

今ワクチン接種券がいろいろ、もうずっと各市町村もやっております。12歳から15歳のいわゆる中学生、これが各市町村で温度差があって、例えば、熊本市内はもう12歳から15歳を発送されております。ただ、例えば、荒尾、玉名だったらまだ全然。その辺をどうするのか。もちろん学校に集団接種というのはいろいろ問題がありまして、これは親の承認も要るもんだけ。ただ、いろいろ考えてみますと、12歳から15歳の接種に関しては、親の承諾の下に多分接種される方は行くと思うんですけども、例えば、親と一緒に今行けない状況になっていると。というのが、熊本市の場合は、今65歳からずっと60歳とか、段階的にいくから、年齢が若い方、まだ先送りなんですよね。ただ、親はもう行かれる状態。ただ、だからそれを一緒に受けられるということは、そういうのができれば一番いいのかなと思って、その辺の12歳から15歳のことはどういう見解なのか、各市町村もまだ全然何か、まだ見ている状況でございますけれ

ども、どうなんですかね、その辺は。

○樋口薬務衛生課長 子供の接種につきましては、今文科省のほうから、学校での集団接種は、現時点では推奨しないという通知のほうがあっておまして、今一方で地域の実情におきまして、市町村の判断で学校での集団接種も実施できますので、その場合の留意点については、通知のほうが示されているところではございます。

今後、子供の接種につきましては、やっぱり子供の安全、安心、保護者の理解とか、きめ細やかな対応が必要と考えておりますので、市町村につきましては、国から出ました通知を留意して適切に対応していただくように今お願いしているような状況でございます。

○城戸淳委員 分かりましたけれども、本当に親御さんは、やっぱり打たせたいという親御さんもいらっしゃるし、もうよければ、2回行くより1回で済まないかなと。これはもう、例えば、今までインフルエンザのやつもあるので、そういう資料は多分小児科にはあると思うんですよね。そういう今まで受けられた方、そういうのを利用すれば、例えば、接種券がなくてもできるんじゃないかなということを経験された方は言われる方もいらっしゃるんですけど、そういうことで、ぜひその辺は、今のところ各市町村その辺が戸惑っている状況だと思いますので、先ほど国のあれを見てからってことですので、ぜひ早めにそういうのを各市町村に流していただきたいなと思います。

以上でございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 ワクチン接種のお話なんですけれども、優先接種の中に障害者の話があ

ったかだと思います。知的、精神の方々も、もう既に65歳以上の方は打たれているんですけども、それ以下の方を、じゃあどういう形で打つのかという話があって、基本的にやっぱり顔見知りの医者なり看護師じゃないとなかなか難しい側面があって、その方たちを病院で打つのか、あるいはその施設内で高齢者の施設と同様に打つのか。この部分というのは何か指示は出されてますか。分らないかな。

というのは、やっぱりそういう話がもう既に医療機関に来てまして、施設内で打つのはいいという話がやっぱり来てますよね。ただ、施設内でいくには、看護師さんはいらっしゃるし、ただ、ワクチンは持っていかなくちゃいけないし、そこで希釈しなくちゃいけない。その中で打った場合のアナフィラキシー出たときに、じゃあどうするんだっていう話も含めて対応しなくちゃいけないんで、どういう形でやったらいいのかというのは非常に悩ましいところです。

今言った知的、精神の方々には、恐らく施設内で打つのがベストだろうと思います。ただ、今言ったような環境がきちっと整備できればいいんですけども、そうじゃない場合に、じゃあどうするんだって話がもう既に出てきているんで、できれば、県のほうとしては、高齢者の施設と同様に、いいですよって言うのであれば、その体制、設備をそこにやっとならうように言うのであれば可能かというふうには思っておりますので、その分、よろしく申し上げます。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号及び第5号に

ついて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、本日は、3密を防ぐために出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日、文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、委員から何かございませんか。

○西聖一委員 2点、ちょっとお尋ねしたいんですが、1点目は、PCR検査の熊本空港での検査です。これは熊本市議会から要請があっていると思いますけれども、この対応についてどのように考えられているのかということ、もう一点は、豪雨災害のお住まいの件ですが、先日、熊日に載りましたが、独り親と子供さんと仮設住宅に、非常に狭いところにいるということで、入居状況は国の条件で決まっておりますから、それはそれでその時点はしょうがないんですけれども、何かお聞

きしますと、やっぱりもう横に部屋が空いているということであれば柔軟な対応ができるのではないかと思いますけれども、その点はどうなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○橋口海平委員長 まず、1点目について。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

熊本市からの要望の空港でのPCR検査ということですが、そもそも、まず、熊本市がおっしゃっているモニタリング検査ということであるならば、本来から申し上げているように、大規模な人口密集地のようところで検査をするというのが、本来のモニタリング検査でございまして、そこでの感染状況を把握するというのが目的だろうというふうに考えております。

熊本市さんがおっしゃってらっしゃる、越県をされてきた方の検査ということであるならば、水際検査、水際対策かなというふうにも捉えられるんですけども、水際という以上、県境全てを検査しないと意味がないということでございます。しかも、とどめおいておかなければならない。それが今日本でできますかということを申し上げておまして、ウガンダの選手団を見れば分かるように、なかなか検査でとどめおいたにしても、見つけるのは難しい状況ということでございますので、熊本市に対しましては、空港だけでやるということに関しては、ちょっと熊本県としては厳しいという答え方をしております。

○椎場健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

災害応急仮設住宅の入居住み替えの問題でございますけれども、委員御指摘の、御発言ありましたとおり、応急仮設住宅の入居者の住み替えにつきましては、災害救助事務取扱

要領ということが定められておまして、その中で、入居後の健康悪化など一定の要件が定められておるところでございます。

今回、県南の豪雨災害につきまして、御指摘のとおり、一部空室があるのもございますけれども、現在、熊本地震のときにおきましては、発災から1年10か月後ぐらいに、いわゆるそういった住み替えの手続につきまして、市町村と相談しながら対応したというような事例もございます。

今回につきましては、基本的にまだ梅雨時期で、応急仮設住宅を必要とされる方もまだ出てくる可能性も十分ございますので、そういった状況も踏まえながら、あと、国のほうとも相談をしながら、今後、適切な時期を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西聖一委員 了解しました。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴委員 すみません、皆さん。

先ほど、上野課長の方から、ウガンダ選手団の話がありましたけれども、本県も、やっぱり国際スポーツ大会を通じて、また、オリンピックに向けては、やっぱり誘致、一生懸命頑張ってきたわけですね。オリンピックの前になって、本県にも、そういった選手団の方々が事前キャンプされたりとか、すると思うんですけども、そのウガンダの選手団がそうだったように、本県の受入れの状況だとか、あとは、そうなったときにどこが——すいませんね、ちょっと初歩的な質問で。これは県が対応するのか、それとも市町村が対応するのか、それともオリンピック委員会が対応するのか、それ、どういう仕組みになっているか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○上野健康危機管理課長 事前キャンプで、熊本県に何チームかいらっしゃるという情報が入っております、基本的には、出国からオリンピックの会場に、本番に向かわれるまで、ホストタウンが対応するというふうに聞いておまして、ただ、先ほど申し上げましたウガンダの選手団の事例を受けまして、今厚生労働省のほうでも、空港検疫のほうで、陽性者はもちろんそのままとどめおきですけども、濃厚接触者につきましても、今回の事例を受けて、空港検疫のほうで濃厚接触者を特定して、その方たちは、別途国が用意した移動手段でホストタウンのほうに送り込むというふうな、今情報が入っているということで、実際、県のほうでは観光のほうで担当しておりますけれども、そういった情報が、今うちのほうにも入ってきております。

ただ、選手団そのものは熊本に入ってくれますので、入ってこられてからは、地元の市町、ホストタウンの市町村と、あと、地元の保健所で対応することにしておまして、既に有明保健所でも宿泊施設の現地の調査に伺ったりとか、陽性者が出た場合にはどこの医療機関に連れていくとか、そういった打合せももう既に進んでいるところでございます。

○池田和貴委員 分かりました。そういうふうにはきちんと仕組みになって、それぞれがやっぱり責任持ってやっていただくように、ぜひお願いします。

○内野幸喜委員 県内のホストタウン3つ、今のところ予定しているのが、熊本県がインドネシアのバドミントン、熊本市がドイツの水泳、玉名市がアンゴラのハンドボールと。だから、インドネシアのバドミントンについては、県が主体としてやるっていいことではないんですかね。

○上野健康危機管理課長 世話といたしますか、そういったものに関しては県のほうで、観光のほうでされるというふうに聞いております。ただ、宿泊そのものは熊本市内に宿泊されますので、もし何かあった場合というのは熊本市保健所が対応するというふうに聞いております。

○橋口海平委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長